

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする石川県内復旧・復興建設工事共同企業体が契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次の通り公示します。

令和７年３月２６日

北陸地方整備局副局長 神谷 昌文

１ 対象地域

石川県内

２ 入札可能工事

入札公告において、石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事であることが明示された工事。

３ 工事種別

工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

- ① 空港等土木工事（土木一式工事）
- ② 港湾土木工事（土木一式工事）
- ③ 港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
- ④ 空港等舗装工事（舗装工事）
- ⑤ 港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

４ 申請の時期

石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、公示日以降、随時に審査を受け付ける。

５ 申請の方法

（１） 申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、次のホームページへアクセスして取得するものとする。

URL:<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子メール（着信確認を行うこと。）、郵送又は持参により提出すること。申請書及び添付書類の部数は1部とする。

- ① 業態調書
- ② 営業所一覧表
- ③ 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）（写し）
- ④ 共同企業体等調書
- ⑤ 最新の総合評定値通知書（写し）
- ⑥ 納税証明書その3の3（写し）

【提出先】 〒950-8801

新潟市中央区美咲町一丁目1-1

新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省北陸地方整備局総務部経理調達課専門官

電話：025-370-6650

電子メール：pa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体としての資格及び審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け東北地方整備局副局長、北陸地方整備局副局長、関東地方整備局副局長、中部地方整備局副局長、近畿地方整備局副局長、中国地方整備局副局長、四国地方整備局次長及び九州地方整備局副局長。以下、「令和6年10月1日付け公示」という。）「4競争に参加することができない者（建設工事）」の①から⑤に該当する者を構成員に含むもの及び次に掲げる（1）から（5）の条件を満たさないものについては、石川県内復旧・復興建設工事共同企業体としての資格がないものとする。それ以外の石川県内復旧・復興建設工事共同企業体については、令和6年10月1日付け公示「5競争参加者の資格及びその審査（建設工事）」①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について総合点数を付与して石川県内復旧・復興建設工事共同企業体としての資格を認める。

(1) 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の構成

石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社による組合せとする。

- ① 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。
- ② 構成員に被災地域の地元の建設企業（対象地域に主たる営業所を置くもの）が含まれていること。

- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行うまでの期間に、北陸地方整備局から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員の技術的要件
- すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
- ① 登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
 - ② 登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第2号に掲げる要件（実務経験のみの要件を除く。）に該当するものであって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

なお、工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも監理技術者又は主任技術者の専任は要しない。
- (3) 出資比率要件
- 全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
- (4) 代表者要件
- 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された被災地域企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。
- (5) 代表者以外の構成員要件
- 北陸地方整備局管内（港湾空港関係）において建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の協定書
- 「石川県内復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記5（1）へアクセスして入手するものとする。

7 資格審査結果の通知

「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

8 資格の有効期限

石川県内復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定の日から令和9年3月31日までとする。

9 その他

- (1) 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の名称は「〇〇・□□石川県内復旧・復興建設工事共同企業体」とする。
- (2) 対象工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 認定を受けた石川県内復旧・復興建設工事共同企業体は、「令和7・8年度有資格者名簿（建設工事）」に登録されるものとする。
- (4) 一の企業が北陸地方整備局（港湾空港関係）に登録することができる石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとすることができるものとする。
- (5) 石川県内復旧・復興建設工事共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや他の共同企業体の構成員になることは可能である。